スマホアプリ専用普通預金（無通帳型）に係る特約

巣鴨信用金庫

１．（特約の適用範囲等）

（１）この特約は「信用金庫口座開設アプリ」（以下「口座開設アプリ」といいます。） から開設した巣鴨信用金庫（以下「当金庫」といいます。） のスマホアプリ専用普通預金（無通帳型）（以下「この預金」といいます。） に適用されます。

（２）この特約は、「共通取引規定」「決済用普通預金・普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われ、この特約に定めがない事項に関しては「共通取引規定」「決済用普通預金・普通預金規定」が適用されるものとします。

２．（口座の利用開始）

（１）口座開設アプリからの申込みにより開設されたこの預金は、当金庫が所定の開設手続き後に、本人限定受取郵便で送付する郵送物(キャッシュカード等)をお客さまが受領し、当金庫所定の本人確認手続きが完了した時から利用できます。

ただし、本人限定受取郵便で送付した郵送物(キャッシュカード等)が当金庫に返戻されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設したこの預金を解約できるものとします。

（２）この預金の取引開始に際しては、「キャッシュカード」の発行を必須とします。

（３）この口座の利用にあたっては、すがもインターネットバンキングサービス個人用等の一般的な通信回線を利用した取引サービス（以下、「取引サービス」という）を別途契約する必要があります。

３．（通帳の不発行）

（１）この預金は、通帳を発行いたしません。またこの預金は通帳を発行する普通預金口座への切替えはできません。

通帳の発行を希望される場合は、当金庫窓口でこの預金を解約のうえ、あらためて通帳を発行する普通預金口座をお申込みください。

（２）この預金の取引明細等は、取引サービスを利用してお客さま自身で確認することができます。

（３）取引サービスによる確認可能期間経過後に、取引明細等を必要とされる場合は、当金庫所定の方法によりお申し込みをいただくことにより発行いたします。なお、この場合当金庫所定の手数料を支払うものとします。

４．（普通預金の預入れ、払戻し等）

（１）お客さまは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機等（ＡＴＭ等）により、現金の預入れ、払戻し等を行うことができます。

（２）この預金は、当金庫本支店の窓口でご入金・払戻し(解約の場合を除きます)はできません。

５．（解約）

この預金口座を解約する場合には、キャッシュカードとお届け印および運転免許証または当金庫の所定のご本人様確認書類を持参のうえ、当金庫お取引店に申出てください。

６．（免責事項）

次の事由によりこの預金のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

（１）当金庫所定のご本人様確認手続きにより、ご本人様と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合

（２）災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合

（３）当金庫およびその他システムの運営体が、相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さま情報が漏洩した場合

（４）当金庫および金融機関の共同システム運営体に、システム障害が発生した場合

（５）お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合

７．（取引種類・内容の変更）

当金庫の都合により、この預金で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当金庫ウェブサイトにてお知らせ（または通知）するものとします。

この変更は、お知らせする際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

８．（特約の変更）

本特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ウェブサイト及びその他相当の方法で、特約を変更する旨及び変更内容並びに変更日を公表することにより、変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

２０２１年４月現在